

添書

一、現地軍当局ノ要請ニ依リ早急引揚ヲ実施セル為訓導中ニ八月迄未
俸給ヲ受領セサル者アリ、旅費ノ支給モ受ケ居ラス。

二、老幼婦女子ノ引揚ヲ勸奨セシムル為訓導ニ家族同伴セリ
右家族ハ現在此處集団ノ中ニ在リテ生活ス。

三、引揚ノ際養護婦(寮母)トシテ派遣セラルル女子訓導中吾入縣ノ事情
ニヨリ派遣訓導ニ勤務変更セル者アリ

四、現職訓導(女教員)中ヨリ美下護婦(寮母)トシテ派遣セラルル者多シ
五、熊本縣ニ於テハ旅館請員ノ形式ヲ取リテ生活シ居ルモ宮崎縣大分

縣ニ於テハ學取作住室又ハ寺院等ニテ自治ノ形式ヲ取レリ。
為ニ熊本ニテハ一地域ニ大集団アリ宮崎縣亦ニテハ小集団生活ス。

六、宮崎縣ニ於テハ本省ヨリ予算外指示ナキ為厚生省基準ニヨリ
一段引揚者同様一人百圓生活費五十圓ノ訓導ニテ市町村ヨリ貸與ス

右生活費貸與ハ此處ノ一市ニテ訓導其ノ他勤務者ハ現在生活
費支出ノ途ナク困乏セル状況ナリ

七、予算外御指示ナキ為寮母作業員ヲ必要人員確保ニ得ズ
訓導自ラ物資調達調理世話等ニ充當リ居ル集団アリ。

八、宮崎縣ニ於テハ宿泊所(作住室或慈室)ノ都合ニ依リ一集団少キ
ハ児童二十三人多キハ八十九人ノ所アリ

右ハ本省ノ基準ニ依リ添ハサルモ吾入縣ノ事情止リ得カルニ付此承
認相成度シ

九、右事情ニ依リ寮母一人宿舎一人作業員ニ最チ二人ハ必要ト認め
可引揚中輸送事故アリタル為宮崎縣吾入児童ハ児童おト訓導可

其ノ他ノ人員ト均衡基準ニ添ハカル所アリ。
二、向來ノ施設ニ對シテハ三縣トモ最高度ノ努力ヲ拂ヒテ不安ナシ。
遺難七一九人中生存
児童七四 教員八名

三、衣料品ニ関シテハ関係者ノ特別ナル配慮相成度シ。

謹啓

再度の委任有り難く拜見いたしませぬ

沖繩空襲の情報は最近 詳ししゆかりあり

小生定も灰にならざらん 結局宗具書籍一切を夫の罹災

民一人の存ありませぬ

學堂集の因もよく 敬列有る敬懐心をもつて健全な

氣持にて生後をうけつておます

美多く、ホトリのこころを起すや、頃なと、小の訓導一日入

折々の命令を登し精神強化を圖つておます

本者の意圖する集因教育大に、ご実現せぬ、あまた

うな氣概しませぬ

此要札ハ、別紙調査書を御送りしませぬ

添書は貴堂に於て適者の御處理下さる 報告書の

浦 縄 縣

つものにはありませぬ

希望として申し上げたいです

以貴殿外本者各係官は一同の親心ハ、つて御送附

學堂に對して御力添へを願ひます

卒業指手加一日も早からんことを祈ります

勤務員の生後がとも不安です

要入籍に對して御自身がせよと思ひをしいておます

本集の決定次第、貴堂事務所(仲間)宛へ通函送りしませぬ

仲間宛親書は紙本、新仕届は官崎、小生は貴堂に駐在す

了ことの答合しませぬ

取立方左要用あり

不備 仲間宛

羽田様

號

定決裁

12月23日

文書課長

送發

12月23日

起草者

昭和十九年十二月二十二日起案

少年教育課長

1229



案ノ一

年月日

課長

沖繩縣集園引揚見書要入ニ関スル件

熊本字寄大分縣内政部長宛

本年八月以降沖繩縣用(省)一部ニシテ(号)好肉ニ集園引揚

ヲ為シタルモノノ要入ニ依リ要入好並ニ要入市町村ニ於テ増

加スル経費等ノ財源ニ付テハ本省ニ於テ豫テ関係各河川折

文部省

郷中ノ處之が國庫補助ニ関シ今回別紙ノ通内定致シタル

ニ付不取裁内報ニ及ブ

尚集園引揚見書要入ニ関スル指導方針並ニ本件ノ國庫補助

ニ付テハ追テ正式通牒相成ルハキモセテ先事項了知ノ上之が

東港上遺賦トテ期セラレ度

記

一 集團引揚児童ハ受入^難市町村ノ児童トシテ当該市町村ニ於テ

之ヲ教育スルコト 尚引揚前沖繩師範学校時屬國民学校

ニ進学セシ者ニ付テハ受入縣所在ノ師範学校時屬國民学校

ノ児童トシテ教育スルコト ^{取扱}

二 集團引揚児童ノ附添教員ハ全部之ヲ受入好國民学校

ニ充テシメ^テ該児童ノ教育ニ當ラシムルコト 之ノ場合

省 部 省

当該教員ハ沖繩好ヨリ出向シ来リタルモノトシテ一取扱ヒソノ

勤務ニ関係ナカラシムル存 措置スルコト 尚沖繩師範学校

附屬國民学校ノ集團引揚児童ノ附添教員ノ取扱ハニ付テハ別

途指テスルコト

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	回付月日

發國二七 號

定決裁

一月廿二日 文書課長

送發

一月二十四日 起案者

主務發送

昭和二十年 一月廿二日起案

急

青少年教育課長

總務課長

文書課長

次官

總務局長

秘書課長

文書課長

會計課長

同

沖繩縣集國引揚見重要入証之が経費
ニ對スル國庫補助ニ關スル依命通牒

文部省

標記ニ關シ本省ニ於テハ豫メ國庫補助局ニ之が経費ニ對スル
國庫補助ニ關シ折衝中ノ度今日之が決定ヲ見タルニ付
集國引揚見重要入ニ關スル方針ニ基キ本件ノ國庫補助ニ付指
示スルノ要アルニ依リ仍テ左案ノ通依命通牒相成可然成

要

年月日

局

長

熊本、宇崎、大分各陸軍病院

沖繩縣集團引揚児童受入給之が経費ニ対スル

國庫補助ニ關スル依命通牒

南西諸島ニ於ケル國土防衛強化ノ為沖繩縣児童受入一部ニシ

テ集團引揚ヲ存シタルモノノ受入ニ關シテハ豫テヨリ貴官註ニ關

係市町村ノ格別ナル申配慮ニ依リ順調ニ実施相成ルコト、存

シタル後本件ノ持分後ニ銀ノ更ニ左記事項仰了承

文 部 省

ノ上之が実施上萬遺憾ナキヲ期セラレ度尚關係市町村ニ

対シテモ此ノ旨仰示達相成度依命通牒ス

通テ屬縣師範多度長ニ對シテ市町別児童ノ國庫補助給付之ニ付申添フ(大分縣附)

記

一 集團引揚児童ハ貴縣要入市町村ノ児童トシテ當該市町村

ニ於テ教育ヲ行フモノニシテ其ノ宿舍ハ當該市町村國民学校ノ

ヲ屬スル附屬施設トシテ取扱フコト 尚引揚前沖繩師範

学校附屬國民学校ニ在学シタル者ニ付テハ貴縣所任ノ師範

学校附属国民学校 進書トシテ教育スルコト 送テ其ノ旨校

ハ之ヲ当校師範学校附属国民学校ノ分教場トシテ取扱スルコト

ニ舊國引揚兒童ノ教育善護ハ兒童ノ進育^{ハ生海} 来^ル 環境^ノ 育

ノ指導事情ニ鑑ミ当校市町村国民学校ノ一般の方針ノミ

ニ依ラズ老ノ考莫ニ付留意シ実施スルコト

ノ教育ハ二部教授ノ採用等ニ依リ可成 当校所屬ノ国民学

校ノ校舍ニ於テ行フベキモ校舍ノ使用不可能ナル場合ハ附近

文 部 省

所在ノ公會堂、寺院、講堂等ニテ友誼ニ充テ得ベキ

建物又ハ宿舍ヲ以テ之ニ充テ教育スルモ差支ナキコト 尚

比ノ場合当校施設及宿舍ハ当校所屬ノ分教場トシテ取扱

フコト

ニ学級編成及授業等ハ進育ノ旨ヲ 風俗習慣、教育程度

等ノ指導事情ヲ充分ニ勘考シ一一般兒童ノ場合トハ別段

ノ留意ヲ講クルコト

四、華僑の海外移住者、南洋に於ける身分及給與等は、日本に在るに依

り、華僑に當りては、日本

中華の國民及び其の親屬

一、華僑の親屬は、日本に在るに依りて、華僑に當りては、日本

之、華僑の身分、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

之、華僑の身分、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

之、華僑の身分、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

之、華僑の身分、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

文 部 省

之、華僑の身分、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

二、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

三、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

四、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

五、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

六、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

七、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

八、華僑の親屬は、華僑に當りては、華僑

五、本件実施ニ伴フ異多村及受入市町村ノ増加経費ニ付シテ

庫ハ元ノ沖繩村集團引揚切込重受入ニ因リシ協賛、無効ナリ

ニ過ルル非 限後ニ於テ其ノ金額ヲ集計ニ補助スルヲ相成ス

ニ異多村ハ其ノ中ニ受入市町村経費ニ付スル分ノ当額ヲ行フ

本件ノ実施ニ伴フ異多村ニ付シテ其ノ存続等ニ對シテ其ノ額ヲ行フ

ニ當額ヲ具シテ行進シ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ

ノ費額ノ一々ノ中ニ付シテ其ノ額ヲ行フ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ

文 部 省

ニ成シテ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ

又村且甲ニ付シテ其ノ額ヲ行フ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ

乙ノ明瞭ナリトシテ其ノ額ヲ行フ

ニ付シテ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ

一ニ付シテ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ 尚存続スルニ付シテ其ノ額ヲ行フ

教職員共濟組合

沖繩補助金(一船十柳造)

○金額月席補助

1. 訓導 三人 審査 四人 作業員 三人 (見百人台)

2. ^{特別} 訓導 四人 審査 五人 作業員 一五人

3. 會費 二三五日

4. 活潑員 只七五減免 百人中二十五人不出

支入額 年 七千五

支出額 年 四日

職名簿 給費

或貴江高文公全體除款

又 排委在

〇ノ清給興ハ事務長ノ事務長ノ事務長ニ於テ之ヲ員租スルコト

2. 滋養教員校員ノ義務教育員出庫員ノ祖法ノ遺未ニヨリハ

之ヲ起仕務員ニ含ムルモノハ一般教育員ノ關係ニ密接ノコト

3. 滋養教員校員ノ義務教育員出庫員ノ祖法ノ遺未ニヨリハ

事務長ノ事務長ノ事務長ニ於テ之ヲ員租スルコト

大正十四年十一月十日付文部省事務長ノ事務長ノ事務長ニ於テ之ヲ員租スルコト

コト

文 部 省

備考

業ノ三 通給高採行ノ了

